

公益社団法人香川県看護協会災害見舞金規程

(目的)

第1条 この規程は、会員の災害に際して、次の見舞金を贈る。

- (1) 罹災見舞金
- (2) 傷害見舞金
- (3) 死亡見舞金

(提出書類)

第2条 見舞金を受ける場合申請者は、次の書類を各看護代表者を經由し、公益社団法人香川県看護協会長に申請しなければならない。

- (1) 罹災見舞金
被害状況調査表(別紙1)及び消防署・市町等発行の罹災証明書
- (2) 傷害見舞金
医師の診断書
- (3) 死亡見舞金
医師の死亡診断書

(罹災見舞金)

第3条 主たる居住地において、火災、風水害、震災、その他これに類する災害によって財産に損害を受けた場合、次の区分により贈る。

- (1) 全焼または全壊 20,000 円
- (2) 半焼または半壊 10,000 円
- (3) 傾斜 10,000 円
- (4) 床上浸水 10,000 円
- (5) その他(傾斜, 床上浸水と同等と認められる場合)
10,000 円

(傷害見舞金)

第4条 会務上の事由により傷害を受け、1か月以上業務に従事することができなくなった場合、理事会で協議し、50,000 円を限度とし贈る。

(死亡見舞金)

第5条 会務上の事由により死亡した場合に、理事会で死亡事由及び状況について協議し、500,000 円を限度とし贈る。なお、会務上以外の死亡については香川県看護協会慶弔見舞いに関する規程によるものとする。

第6条 見舞金の申請が事実と異なっている場合は、その都度理事会で協議し、見舞金を贈らないかあるいは金額を変更することがある。

第7条 災害が広範囲もしくは集団的に生じた場合は、その都度理事会で協議し決定する。

第8条 この規程は、理事会の承認により変更することができる。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年8月18日から施行する。